平成２３年（フ）第２１２号
大阪市平野区瓜破６丁目６番23―301号
債務者　土屋ますみ
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　亮平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３３号
茨城県ひたちなか市大字三反田3326番地　県営三反田アパート６－２－６
債務者　園山すみ子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂手木克好
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２９８号
茨城県稲敷市犬塚1617番地153、住民票上の住所秋田県大館市早口字赤坂下31番地２
債務者　釜谷　一則
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白岩　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３００号
茨城県龍ケ崎市長山７丁目１番地４エリームＤ棟203号室
債務者　本田　敏彦
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　明石　順一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第９号
和歌山県紀の川市貴志川町岸宮250番地５
債務者　景山　鈴彦
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月16日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１０号
和歌山県岩出市金屋82番地の29
債務者　サウンドカフェ木いちごこと　田中美代喜
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内川真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第８号
北海道帯広市緑ケ丘１条通６丁目５番地３
債務者　相木　瑞弘（旧姓仲條）
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪口　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６号
三重県伊勢市上地町1764番地１
債務者　角屋　智也
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
三重県伊勢市岩渕１丁目１番３号
債務者　北村　道子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
三重県伊勢市中須町848番地１
債務者　井上　和久
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
三重県伊勢市中須町848番地１
債務者　井上　艶子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第２５８６号
福岡市東区御島崎２丁目20番31―501号
債務者　藤田　裕一
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６３６号
長崎県長崎市田中町79番地16　県営住宅東望団地２―１棟503号
債務者　山﨑喜代志
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６４５号
長崎県長崎市江平３丁目４番17号
債務者　吉田　慶太
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６号
長崎県長崎市金堀町10番16号　川口ハイツ303号室
債務者　濵川砂百合
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０号
長崎県長崎市浪の平町７番10号　南山手ハイツ305
債務者　馬渡　龍浩
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３号
長崎県長崎市戸石町848番地５
債務者　向井　瑞子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係